

# 公 示

国土交通省共済組合北海道開発局支部が運営する稚内開発建設部管内の食堂・売店・自動販売機において、国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて食堂・売店・自動販売機の営業を希望する業者の公募について、次のとおり公示する。

令和8年2月6日

国土交通省共済組合

北海道開発局支部長 遠藤 達哉

## 1 対象者

国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて、稚内開発建設部管内庁舎施設において、食堂、売店及び自動販売機(清涼飲料水)の営業を希望する業者

なお、各施設の全部又は組合せによる庁舎の営業を希望することも可能

## 2 対象施設

官 署 名	住 所	施 設 名	施設面積	業者選定数
稚内地方合同庁舎	稚内市末広5丁目 6番1号	食堂	171.58㎡	1業者
		売店	31.11㎡	1業者
		自動販売機 (清涼飲料水)	2.76㎡	1業者
稚内道路事務所	稚内市潮見5丁目 7番37号	自動販売機 (清涼飲料水)	0.86㎡	
稚内港湾事務所	稚内市末広4丁目 5番33号	自動販売機 (清涼飲料水)	0.86㎡	

## 3 企画競争参加資格要件

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

- あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

#### 4-1 営業申請書関係書類を交付する場所及び方法

- (1) 期間 令和8年2月6日(金)から令和8年2月16日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
- (2) 時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
- (3) 場所 稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部総務課(4階)
- (4) 方法 配付

#### 4-2 施設の下見について

- (1) 期間 令和8年2月6日(金)から令和8年2月16日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
- (2) 時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
- (3) 場所 稚内地方合同庁舎 6階食堂及び売店
- (4) 受付 下見を希望する者は、事前に10の照会先にその旨連絡をすること。

#### 5 施設の概要と営業条件

別紙1、2、3のとおり

#### 6 営業申請書受付

- (1) 受付期間 令和8年2月6日(金)から令和8年2月16日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
- (2) 受付時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く)
- (3) 場所 稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部総務課(4階)

#### 7 委託業者の決定方法

企画内容及び経費実績等を総合的に審査の上、委託業者の可否を決定する。

#### 8 その他留意点

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該申請者に無断で二次的に使用しない。
- (4) 特定されなかった提案書について、返戻を希望する場合は、その旨、申し出ること。
- (5) 申請書等に虚偽の記載があった場合は、当該申請書等を無効にする。

- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第3条の規定に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定されただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、契約関係は生じない。
- (8) 上記の7(1)に記載している受付期間終了までに稚内開発建設部総務課に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されないので留意すること。
- (9) 提案書を特定しなかった応募企業に対しては、当該提案書を特定しなかった理由を付し、書面で通知する。
- (10) 上記(9)の説明は、実施部局として説明責任を果たす趣旨であり、別途行われる特定手続や契約手続の執行を妨げるものではない。

## 10 照会先

稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部総務課(4階)

電話(0162) 33-1014(ダイヤルイン) 担当 谷藤

## 施設概要

## 1 稚内地方合同庁舎 稚内市末広5丁目6番1号

区分	名称	数量・面積	規格・概要
1	食堂(厨房・休憩室含む)	171.58㎡	電力 100V (厨房の冷凍冷蔵庫・蒸し器・食器洗浄機・ 食器消毒保管庫は200V) ガス プロパンガス 給排水施設 有 自動販売機 1階:1.68㎡・2台、6階:1.08㎡・2台
2	売店	31.11㎡	
3	自動販売機(清涼飲料水)	2.76㎡	
	計		

## 2 稚内道路事務所 稚内市潮見5丁目7番37号

区分	名称	数量・面積	規格・概要
1	自動販売機(清涼飲料水)	0.86㎡	電力 100V 自動販売機 (1階:1台)
	計		

## 3 稚内港湾事務所 稚内市末広4丁目5番33号

区分	名称	数量・面積	規格・概要
1	自動販売機(清涼飲料水)	0/86㎡	電力 100V 自動販売機 (1階:1台)
	計		

## 営 業 条 件

## 【施設共通】

項 目	営 業 条 件
施設の目的	稚内開発建設部管内に勤務する国土交通省共済組合員の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な食事と物資を供給するための施設である。
運営方針	物資の供給にあたっては、職員の需要を的確に把握するとともに、その需要に十分配慮するものとする。 食事の提供にあたっては、常に職員の健康、栄養に配慮するものとする。 安全衛生管理の徹底と環境に配慮するものとする。 清廉な身だしなみと心地よい接客マナーに心がけるものとする。
施設使用料	施設使用料は徴しない。
衛生管理等	営業にあたっては、食品衛生法等の法令及び規則を遵守し、衛生管理及び安全管理は、使用許可業者において全責任を負うこと。
報告事項等	経営委託契約書(案)による。
庁舎への出入り等	庁舎の管理に関する規程に従うものとする。
光熱水料費	施設経営に係る光熱水料は、個別メーター等により経営委託業者が負担すること。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は使用許可業者が行うこと。 営業において発生した廃棄物の処理費用は、経営委託業者が負担すること。

## 【食堂】(稚内地方合同庁舎)

項 目	営 業 条 件
営業開始予定日	営業開始日は協議により決定するが、令和8年5月1日(金)を営業開始期限とし、営業開始日までの期間は準備期間とすることができる。
営業日	「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日を除く毎日とする。
営業時間	午前11時30分～午後1時30分 具体的には提案によるものとする。 なお、打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービス方法	セルフサービス方式とするが、別途提案は受け付ける。
精算方法	現金による食券の購入、その他のシステムを提案すること。
営業品目及び営業価格	別紙3のとおりとするが、概ね定食700円、麺類500円前後を基準とし、具体的には提案によるものとする。
設備及び備品類	厨房設備、テーブル及び椅子等の備品類は貸与する。 その他運営上必要な備品類については、経営委託業者が用意すること。 貸与する備品類の修理は、原則として経営委託業者において行うこと。
消耗品類	貸与する備品類以外の鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、経営委託業者が用意すること。
その他	営業時間外において、職員から施設の使用申請があった場合は、業務に支障のない範囲で認めること。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

【売店】(稚内地方合同庁舎)

項 目	営 業 条 件
営業開始予定日	営業開始日は協議により決定するが、令和8年5月1日(金)を営業開始期限とし、営業開始日までの期間は準備期間とすることができる。
営業日	「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日を除く毎日とする。
営業時間及び販売品目	午前8時00分～午後2時30分 具体的には提案によるものとする。なお、打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
精算方法	現金システムとするが、別途提案は受け付ける。
備品類	必要な備品類については、経営委託業者が用意すること。
消耗品類	必要な消耗品類については、経営委託業者が用意すること。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

《自動販売機》

項 目	営 業 条 件
営業開始予定日	令和8年4月1日(水) ※予定日であり、実際の営業開始日は協議の上、決定する。
設置場所	稚内地方合同庁舎に4台(1階に2台、6階に2台)、稚内道路事務所に1台(1階)、稚内港湾事務所に1台(1階)設置すること。
機械の管理	自動販売機は経営委託業者が用意し、管理すること。 商品の詰め替えは経営委託業者において行うこと。 機械を固定するなど、安全管理の措置を講ずること。
空き缶等の回収	自動販売機の横にゴミ箱を設置し、回収及び庁舎外搬出処分は使用許可業者において行うこと。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

① 経営は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
② 営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③ 営業を許可された営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤ 設備及び物品は善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑥ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価格については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑦ 従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は使用許可業者の責任において行うこと。
⑧ 契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。
⑨ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

参考

稚内地方合同庁舎に勤務する職員数は、約200名である。

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までである。(一部の官署は17時00分まで)

## 販売品目(食堂)

メニュー	価 格	構 成	提供時期	備 考
日替わり定食		ご飯・味噌汁・主菜・付け合わせ	通年	
日替わりランチ		井もしくはワンプレート、 ミニ組み合わせ等 味噌汁・漬け物	通年	
塩・醤油・味噌ラーメン		ラーメン	通年	
かけそば・うどん		麺・ねぎ	通年	
天ぷらそば・うどん		麺・天ぷら	通年	
カレーライス		カレーライス・福神漬	通年	
ライス		ライス・漬物	通年	
冷やしラーメン		麺・具	夏季	
もりそば・うどん		麺・ネギ	夏季	

※メニュー及び構成は、具体的には提案書による。

※販売価格は、定食等は700円、麺類は500円前後を基準とし、具体的には提案書による。

## 販売品目(売店)

品 目	価 格	規 格	販売期間	備 考
食 品			通年	即席麺類
食 品			通年	弁当・おにぎり
食 品			通年	パン類
食 品			通年	菓子類
日用雑貨			通年	
飲料			通年	栄養ドリンク ・ヨーグルト等

※品目、価格及び取り扱いサービスは、具体的には提案書による。

## (自動販売機)

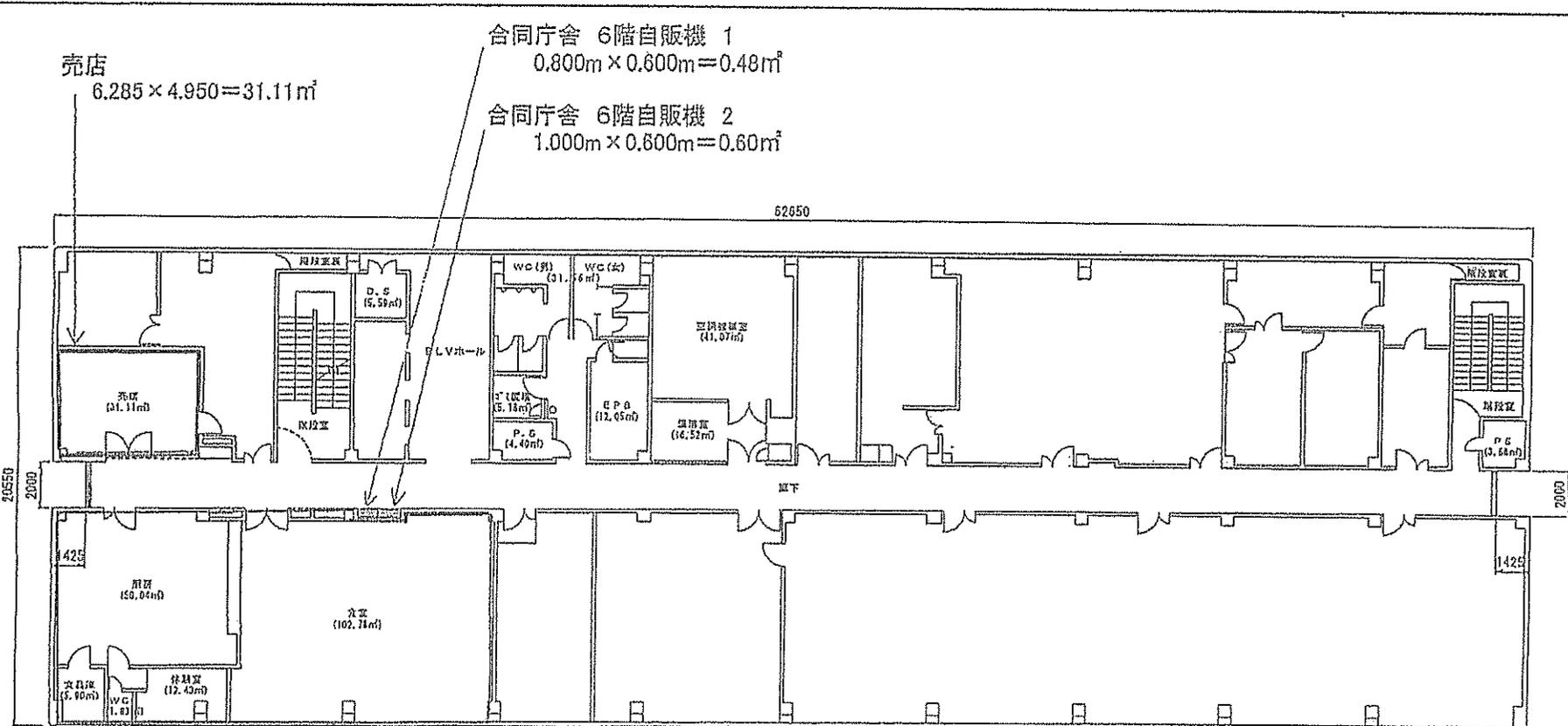
(清涼飲料水)

品 目	価 格	規 格	販売期間	備 考
清涼飲料水		缶・瓶 190～350ml	通年	コーヒー・お茶・ ジュース・炭酸 飲料・水等
清涼飲料水		ペットボトル280～500ml	通年	お茶・ジュース・ 炭酸飲料・水等

※品目及び規格は、具体的には提案書による。

※販売標準価格は150～200円程度とし、具体的には提案書による。





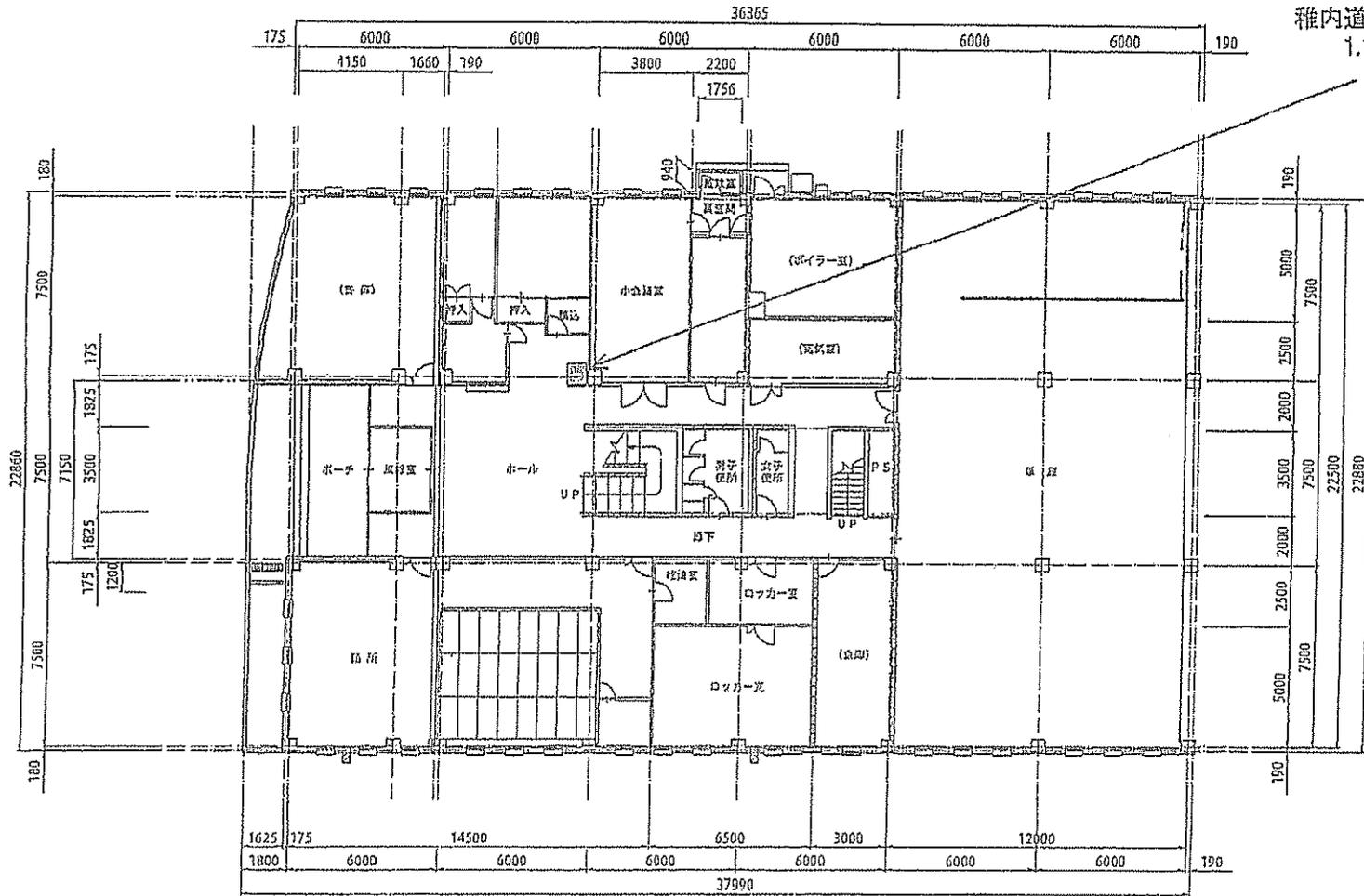
食堂

$11.410 \times 9.290$	$- 0.300 \times 1.495 \text{ m}$	$- 1.033 \text{ m} \times 2.675 \text{ m}$	$= 102.78$
$7.515 \times 6.600$	$+ 0.300 \times 1.495 \text{ m}$		$= 50.04$
$2.225 \times 2.675$	$- 0.049$		$= 5.900$
$1.200 \times 1.525$			$= 1.830$
$5.333 \times 2.675$	$- 1.200 \times 1.525 \text{ m}$		$= 12.430$
小計			<u>172.98</u>

$2.000 \times 0.700 = 1.40$   
 控除小計  $1.40 \text{ m}^2$   
 使用面積  $172.98 \text{ m}^2 - 1.40 \text{ m}^2 = 171.58 \text{ m}^2$

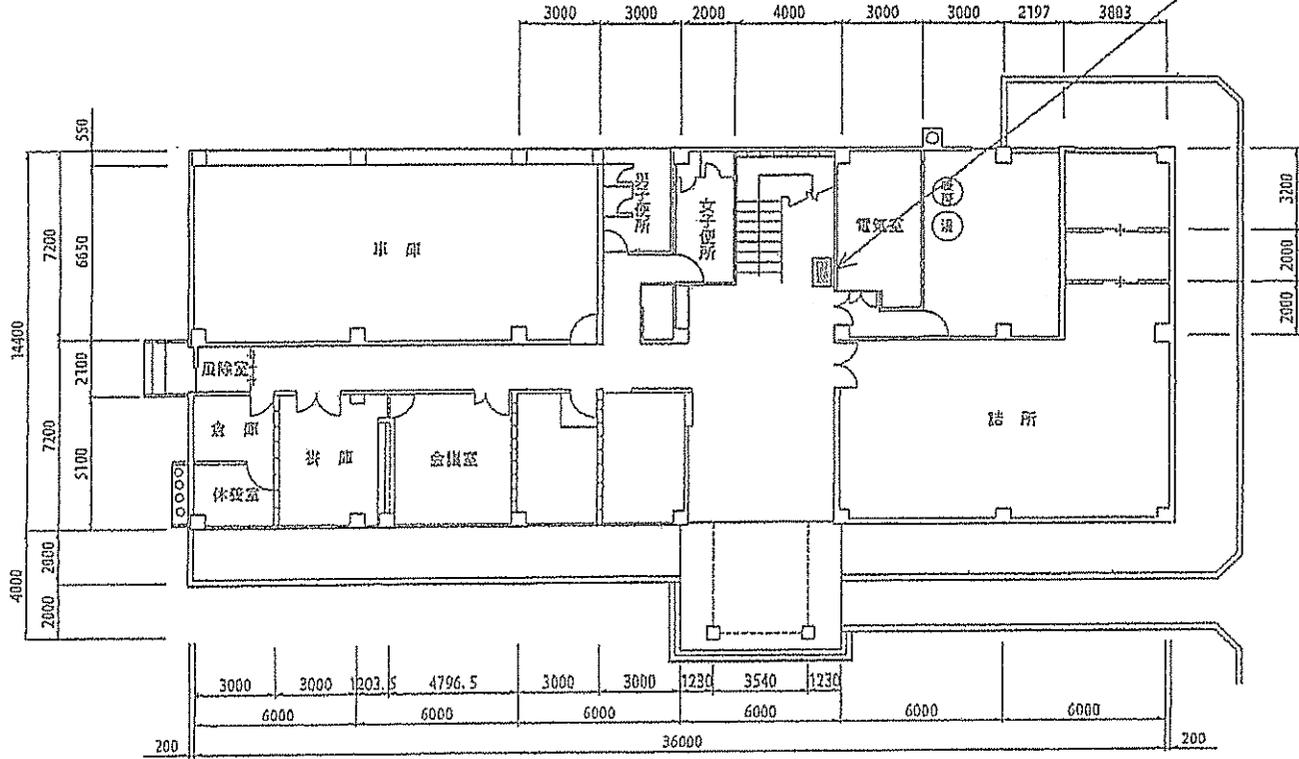
平面図 稚内地方合同庁舎 6階

稚内道路事務所自販機  
 $1.190\text{m} \times 0.728\text{m} = 0.86\text{m}^2$



平面図 稚内道路事務所 1階

稚内港湾事務所自販機  
 $1.190\text{m} \times 0.728\text{m} = 0.86\text{m}^2$



平面図 稚内港湾事務所 1階

稚内地方合同庁舎等施設  
(食堂・売店・自動販売機)  
営業申請書関係書類

令和8年2月

稚内開発建設部総務課

## 稚内地方合同庁舎等施設（食堂・売店・自動販売機）の営業申請について

稚内地方合同庁舎等施設（食堂・売店・自動販売機）の営業を希望する業者の申請方法は次のとおりです。

### 1. 申請書受付期限、受付時間

受付期限：令和8年2月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日  
受付時間：9時～17時（12時00分から13時00分までを除く。）

### 2. 申請書受付場所

稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部 総務課（4階）

### 3. 施設概要

公示のとおり

### 4. 営業条件

公示のとおり

### 5. 提出書類

(1) 稚内地方合同庁舎等施設（食堂・売店等）営業申請書（様式1）

(2) 添付書類

- ① 会社概要（様式2）
- ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無（様式3）
- ③ 店舗別営業開始日一覧表（様式4）
- ④ 過去3年分の保健所からの指導事項及び改善措置状況（様式5）
- ⑤ 経営規模等調査票（様式6）
- ⑥ 過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）
- ⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本  
個人の場合→禁治産・準禁治産者の通知、後見登記の通知、破産の通知を受けていないことを証明する「身分証明書」（市町村発行）及び平成12年4月1日以降、成年被後見人・被保佐人に該当しないことを証明する「登記されていないことの証明書」（法務局発行）
- ⑧ 直近3年分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書  
個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類
- ⑨ 提案書（A4版片面10枚以内）
- ⑩ 暴力団排除に関する誓約書（様式7）
- ⑪ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況（様式8）

### 6. 営業業者の決定

令和8年2月中旬までに業者決定の通知を行います。

なお、決定内容についての問合せには応じません。

### 7. 注意事項

- (1) 申請書等の提出方法は、持参又は郵送（簡易書留に限る。）とします。
- (2) 申請受付日時以外の申請書等の受付は認めません。
- (3) 申請時に提出した関係書類等については返却しません。

照会先：稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部 総務課（4階）

電話（0162）33-1014（直通） 担当 谷藤

申請書及び添付書類一覧

	提出書類	提出部数	備考
	稚内地方合同庁舎等施設（食堂・売店・自動販売機） 営業申請書	1部	様式1
	（添付書類）		
①	会社概要	1部	様式2
②	過去3年間の社会的信用失墜行為の有無	1部	様式3
③	店舗別営業開始日一覧	1部	様式4
④	過去3年分の保健所からの指導事項及び改善措置状況	1部	様式5
⑤	経営規模等調査票（法人のみ）	1部	様式6
⑥	過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）	1部	
⑦	法人の場合→商業登記簿謄本 個人の場合→「身分証明書」（市町村発行）及び「登記されてないことの証明書」（法務局発行）	1部	
⑧	直近3年分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書 個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類	1部	
⑨	提案書（A4版片面10枚以内） 提案書の記載内容は、別紙のとおり * 販売品目及び価格設定	1部	別紙 別添1,2,3
⑩	暴力団排除に関する誓約書	1部	様式7
⑪	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての 適合状況	1部	様式8

(様式1)

令和 年 月 日

国土交通省共済組合

北海道開発局支部長 遠藤 達哉 殿

(申請者)

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

稚内地方合同庁舎等施設（食堂・売店・自動販売機）営業申請書

稚内地方合同庁舎施設等（食堂・売店・自動販売機）について営業を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違しないことを誓約します。

\* 申請印は実印を使用すること。

(様式2)

会 社 等 概 要

商号又は名称	
所在地	
創業開始年月日	
資本金等	千円
事業内容	
特色	
主な営業区域	
役員数	
従業員数	正社員 名、準社員 名、パート 名 その他 名

\*会社概要のパンフレットがあれば添付してください。

(様式3)

過去3年間の社会的信用失墜行為の有無

発生年月日	内 容

\*該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

(様式4)

店 舗 別 営 業 開 始 日 一 覧 表

主 な 店 舗				
店舗名（官署名）	所在市町村	営業開始年月	施設規模	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

\* 主な店舗欄は、10まで記入すること。

\* 施設規模欄には、契約している官署、会社等の利用者数を記入すること。

(様式5)

過去3年分の保健所からの指摘事項及び改善措置状況

指摘年月	指 摘 事 項	改 善 措 置

\* 該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

経営規模等調査票

令和 年 月 日

商号又は名称		本社(店)所在地					
年間売上高	令和4年度分 年月～年月	令和5年度分 年月～年月	令和6年度分 年月～年月	合計	年間平均		
	千円	千円	千円	千円	千円		
経営規模	区分	直前決算時	余剰(欠損)金処分	合計			
	資本金	千円	千円	千円			
	新株式払込金等	千円	千円	千円			
	準備金・積立金	千円	千円	千円			
	次期繰越利益(損失)金	千円	千円	千円			
	合計	千円	千円	千円			
	従業員数 (常時勤務する従業員数)	従業員総数 人	店舗総数 人	1店舗平均従業員数 人			
経営状況	流動比率	区分	令和4年度 決算時	令和5年度 決算時	令和6年度 決算時	合計	3年間平均
		流動資産	千円	千円	千円	千円	千円
		流動負債	千円	千円	千円	千円	千円
		3年間平均流動資産		千円	×100 =		%
	3年間平均流動負債		千円				
	総資本 経常 利益率	区分	令和4年度 決算時	令和5年度 決算時	令和6年度 決算時	合計	3年間平均
		経常利益	千円	千円	千円	千円	千円
		総資本	千円	千円	千円	千円	千円
		3年間平均経常利益		千円	×100 =		%
	3年間平均総資産		千円				
営業年数	創業	休業(廃業)の期間		現組織への変更		営業(経験)年数	
	年月	年月～年月		年月～年月		年	
衛生管理 状況	調理師の配置状況	総人数		総店舗数		1店舗平均人員	
	栄養士の配置状況	総人数		総店舗数		1店舗平均人員	
	表彰状況	過去3ヶ年の総回数		表彰店舗総数		表彰店舗数平均	
	指摘状況	過去3ヶ年の総回数		指摘店舗総数		指摘店舗数平均	

## 暴力団排除に関する誓約書

令和 7年 月 日

国土交通省共済組合

北海道開発局支部長 遠藤 達哉 あて

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

\* 申請印は実印を使用すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。  
【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

注1：1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

注2：それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

注3：「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）第2条に規定する対象外国法人にあっては、同要綱第6条に規定する内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。

別紙

提案書の記載内容について

1	商品の構成及び価格 食堂で予定している主な販売品目及び価格がわかるもの。 売店で予定している主な販売品目及び価格がわかるもの。 自動販売機で予定している主な商品の販売品目及び価格がわかるもの。 (別添1、2、3に記載)
2	サービスの構成・価格 食堂、売店、自動販売機で予定しているサービス及び予定している価格 (該当する場合のみ別添1～3に記載)
3	従業員の教育・訓練 従業員の教育・訓練等についての考え方や体制等についてわかるもの。
4	売店の配置図 売店の配置がわかる平面図等及び配置する設備・機器類の名称が記載されたもの。
5	クレーム等への対応 利用者からのクレーム・要望等に対する体制等がわかるもの。
6	安全・食品衛生 利用者・従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるもの。
7	食堂・売店・自動販売機の収支計画 向後3年間の収支計画を作成すること。年間売上高、年間客数、客単価、原価・人件費、ハード系初期投資額(食堂、売店における商品、材料を除いた初期投資額)、水道光熱費、消耗品費等を記載。
8	食堂・売店・自動販売機の省エネルギーへの配慮 食堂、売店に搬入する電力を使用する設備・機器類及び自動販売機の一覧表を作成し、消費電力の合計を動力別に記載すること。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」別記22-3及び22-10に掲げる具体的な取り組み内容を記載すること。 また、省エネルギーについて特に工夫した点等があれば記載すること。
9	廃棄物の回収方法及びそれに対する工夫点等 食堂及び売店で販売する商品や包装等から発生する廃棄物について回収・処理するための方法及びそれに対する工夫点等について記載すること。 自動販売機の商品から発生する空き缶、ペットボトルについてはリサイクル用の分別回収を行うものとし、その回収及び処分方法・工夫点を記載すること。
10	食堂利用における発券及び料金徴収方法 券売機の配置又は食券販売などの方法を提案すること。
11	その他利用者の利便性に配慮した工夫及び提案等 施設経営にあたって特にPRすべき事項があれば記載すること。 (例：利用者の健康管理を考えてメニューにカロリー表示する。 独自のアンケート調査を実施しりょうしゃからの意見を反映させる等)





